

地方公共団体におけるリフォーム支援策に関する調査結果

(平成23年8月時点における支援制度)

(1) 補助名称および実施地方公共団体			(2) リフォーム支援策の分類について			(3) 支援方法について					(5) 補助内容について					
都道府県名	補助名称	実施地方公共団体	分類 (以下の選択肢から選択) ①耐震改修 ②バリアフリー改修 ③エコリフォーム促進 ④災害予防 ⑤リフォーム促進 ⑥その他	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①補助(診断士派遣を含む) ②融資(無利子) ③利子補給 ④融資(有利子) ⑤ポイント発行	備考	発注者	備考	リフォーム実施住宅	他の補助事業との関係		その他		A) 支援対象		
										備考	備考	備考	備考	備考	備考	
大分県	木造住宅耐震化促進事業	大分県内全市町村	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)				昭和56年5月以前の木造戸建て住宅	④要件なし			(工事内容、工事施工者、実施住宅以外の要件を記入して下さい。)	①特定の工事の工事費用に応じて決定	補助対象工事経費の1/2以内	
大分県	耐震・リフォームアドバイザー派遣業務	大分県内全市町村	⑤リフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)				昭和56年5月以前の木造戸建て住宅	④要件なし				⑥その他	派遣申請者負担金3000円/件	
大分市	校区・自治公民館等建設費等補助制度	大分市	⑥その他	地域コミュニティの拠点としての施設整備	①補助(診断士派遣を含む)		自治会、校区等		大分市が認定している公民館施設	④要件なし				②工事費用に応じて決定	補助対象経費に係る費用の2/3(新築・改築・増築・購入及び修繕)(一部過疎地域は4/5)(※屋外付帯工事は1/2(一部過疎地域は2/3))	
大分市	高齢者住宅改修費助成金支給事業	大分市	②バリアフリー改修	手すりの取り付け・段差の解消・引き戸等への取替え及び和式から洋式便器への取り替え等	①補助(診断士派遣を含む)		③その他の要件	65歳以上の自立高齢者でかつ、所得税非課税世帯であること。	新築・増築又は改築に係る改修工事は対象外	①ほかの補助事業との併用は不可				①特定の工事の工事費用に応じて決定	バリアフリー工事にかかる費用の20万円を上限にその9割	9割
大分市	在宅心身障がい者住宅設備改修費補助金	大分市	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)		③その他の要件	身体障がい者(1~3級)、知的障がい者(A1、A2)	在宅の心身障がい者が生活する住宅	④要件なし				②工事費用に応じて決定	補助対象工事に要する経費から補助対象工事に対する住宅改修費その他の補助金などを控除して得た額又は120万円のいずれか少ない方の額から自己負担額を控除して得た額	
大分市	大分市雨水貯留施設設置補助	大分市	④災害予防		①補助(診断士派遣を含む)			浄化槽転用の場合は浄化槽法第23条の規定に基づき浄化槽工業者登録簿に登録された者又は同法第33条3項の規定に基づき届出をした者であること	①雨水貯留施設の設置を実施しようとする建築物が存する敷地内に居住していること ②同一世帯に属する者が過去5年以内に雨水貯留施設の補助金の交付を受けていないこと ③市税の滞納がないこと	④要件なし			貯留施設としての要件 ①容量が100ℓ以上 ②設置から5年以上使用できると認められること ③蛇口があること ④オーバーフロー用の施設があること ⑤転倒防止のため固定されていること ⑥浄化槽転用の場合は、破損や水漏れがなく、自動停止機能を備えたポンプ設備があること	⑥その他	雨水貯留施設設置に係る費用の2分の1(千円未満の端数切捨て)	

地方公共団体におけるリフォーム支援策に関する調査結果

(平成23年8月時点における支援制度)

(1) 補助名称および実施地方公共団体			(2) リフォーム支援策の分類について		(3) 支援方法について						(5) 補助内容について							
都道府県名	補助名称	実施地方公共団体	分類 (以下の選択肢から選択) ①耐震改修 ②バリアフリー改修 ③エコリフォーム促進 ④災害予防 ⑤リフォーム促進 ⑥その他	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①補助(診断士派遣を含む) ②融資(無利子) ③利子補給 ④融資(有利子) ⑤ポイント発行	備考	発注者	備考	リフォーム実施住宅	備考	他の補助事業との関係		その他		A) 支援対象			
											備考	備考	備考	備考	備考	備考		
大分県	アスベスト分析事業	大分市	④災害予防		①補助(診断士派遣を含む)						④要件なし			(1) 建築物の所有者 (2) 建築物の管理者(建築物の所有者と管理者が異なる場合に限り) (3) 前2号のほか、建築物の保全を主たる目的として市長が特に認める者 2 専門分析機関は、「建材中の石綿含有率の分析方法について(平成18年8月21日付基発第0821002号厚生労働省労働基準局長通知)」、「建材中の石綿含有率の分析方法に係る留意事項について(平成18年8月21日付基安化発第0821001号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通知)」及び「石綿障害予防規則第3条第2項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査の徹底等について(平成20年2月6日付基安化発第0206003号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通知)」に規定する分析方法により分析する機関とする。			吹付けアスベスト等が施工されているおそれがある市内の民間の建築物の吹付け建材について行うアスベスト含有の有無に係る調査を実施する事業	補助対象経費の10分の10以内の額(当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)とし、その限度額は、1棟あたり250,000円
大分県	アスベスト除去事業	大分市	④災害予防		①補助(診断士派遣を含む)						④要件なし			(1) 建築物の所有者 (2) 建築物の管理者(建築物の所有者と管理者が異なる場合に限り) (3) 前2号のほか、建築物の保全を主たる目的として市長が特に認める者 2 専門分析機関は、「建材中の石綿含有率の分析方法について(平成18年8月21日付基発第0821002号厚生労働省労働基準局長通知)」、「建材中の石綿含有率の分析方法に係る留意事項について(平成18年8月21日付基安化発第0821001号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通知)」及び「石綿障害予防規則第3条第2項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査の徹底等について(平成20年2月6日付基安化発第0206003号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通知)」に規定する分析方法により分析する機関とする。			吹付けアスベストが施工されている市内の民間の建築物のアスベスト除去を実施する事業	補助対象経費の3分の2以内の額(当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)とし、その限度額は、1棟あたり120万円
大分県	日常生活用具の住宅改修	別府市	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)						④要件なし					②工事費用に応じて決定	課税世帯-9/10 非課税・生保世帯-10/10	
大分県	おおいた安心住まい改修支援事業	中津市	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)	補助金交付		・中津市内に本店を有する法人 ・中津市内に住民票がある個人			③その他の要件	高齢者世帯					①特定の工事の工事費用に応じて決定	補助対象工事経費の1/2以内

地方公共団体におけるリフォーム支援策に関する調査結果

(平成23年8月時点における支援制度)

(1) 補助名称および実施地方公共団体			(2) リフォーム支援策の分類について		(3) 支援方法について						(5) 補助内容について						
都道府県名	補助名称	実施地方公共団体	分類 (以下の選択肢から選択) ①耐震改修 ②バリアフリー改修 ③エコリフォーム促進 ④災害予防 ⑤リフォーム促進 ⑥その他	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①補助(診断士派遣を含む) ②融資(無利子) ③利子補給 ④融資(有利子) ⑤ポイント発行	備考	備考	発注者	備考	リフォーム実施住宅	他の補助事業との関係		その他		A) 支援対象		
											備考	備考	備考	備考	備考	備考	
大分県	おおいた安心住まい改修支援事業(バリアフリー改修型)	中津市	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)				③その他の要件	65歳以上の高齢者がいる、世帯員全員の前年度収入額の合計額が500万円未満である世帯		②ほかの補助事業の利用を要件としている	介護認定を受けている場合は住宅改修支援事業を併用	(工事内容、工事施工者、実施住宅以外の要件を記入して下さい。)	①特定の工事の工事費用に応じて決定		工事費用の100分の15を補助(市町村100分の5、県100分の10)
大分県	子育て安心すまい改修支援事業	中津市	⑥その他		①補助(診断士派遣を含む)				③その他の要件	世帯全員の前年の収入総額が500万円未満で18歳未満の子どもがいる世帯		④要件なし			①特定の工事の工事費用に応じて決定		補助対象工事費の15%
大分県	住宅用太陽光設置補助金事業	中津市	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)				③その他の要件	市内に自らが居住又は居住を予定するもの	設置工事が未着工のものに限る	④要件なし			①特定の工事の工事費用に応じて決定	補助対象設備の設置にかかる費用	システム1kw当り3万円で、上限を10万円とする。
大分県	在宅高齢者住宅改造助成事業	中津市	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)				③その他の要件	世帯員全員の前年度所得税額の合計額が14万円未満である下記の世帯。 ①介護保険の「要支援・要介護」の認定を受けている65歳以上の高齢者がいる世帯 ②65歳以上の高齢者のみで構成される世帯(単身世帯を含む) ③75歳以上の高齢者がいる世帯		②ほかの補助事業の利用を要件としている	介護認定を受けている場合は住宅改修支援事業を併用		①特定の工事の工事費用に応じて決定		工事費用の3分の2を補助(市町村3分の1、県3分の1)
大分県	中津市産材利用住宅促進緊急対策事業	中津市	⑤リフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)				④要件なし		市産材を1㎡以上すること	④要件なし			⑤使用する材料量に応じて補助額を決定	市産材(スギ、マツ1㎡=4万円、ヒノキ1㎡=6万円)	市産材(スギ、マツ1㎡=4万円、ヒノキ1㎡=6万円) 上限額40万円、下限額4万円
大分県	アスベスト分析事業	中津市	④災害予防		①補助(診断士派遣を含む)				④要件なし			④要件なし		(1) 建築物の所有者 (2) 建築物の管理者(建築物の所有者と管理者が異なる場合に限る。) (3) 前2号のほか、建築物の保全を主たる目的として市長が特に認める者 2 専門分析機関は、「建材中の石棉含有率の分析方法について(平成18年8月21日付基発第0821002号厚生労働省労働基準局長通知)」及び「建材中の石棉含有率の分析方法に係る留意事項について(平成18年8月21日付基安化発第0821001号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通知)」及び「石棉障害予防規則第3条第2項の規定による石棉等の使用の有無の分析調査の徹底等について(平成20年2月6日付基安化発第0206003号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通知)」に規定する分析方法により分析する機関とする。	吹付けアスベスト等が施工されているおそれがある市内の民間の建築物の吹付け建材について行うアスベスト含有の有無に係る調査を実施する事業	補助対象経費の10分の10以内の額(当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)とし、その限度額は、1棟あたり250,000円	

地方公共団体におけるリフォーム支援策に関する調査結果

(平成23年8月時点における支援制度)

(1) 補助名称および実施地方公共団体			(2) リフォーム支援策の分類について		(3) 支援方法について					(5) 補助内容について					
都道府県名	補助名称	実施地方公共団体	分類 (以下の選択肢から選択) ①耐震改修 ②バリアフリー改修 ③エコリフォーム促進 ④災害予防 ⑤リフォーム促進 ⑥その他	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①補助(診断士派遣を含む) ②融資(無利子) ③利子補給 ④融資(有利子) ⑤ポイント発行	備考	発注者		他の補助事業との関係		その他		A) 支援対象		
							備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	補助率等
大分県	日田市木造住宅簡易耐震改修事業	日田市	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)				昭和56年5月以前の木造戸建て住宅	③その他	他の補助事業を受ける場合は、その補助事業を除く部分を補助対象とする。		①特定の工事の工事費用に応じて決定		補助対象工事経費の1/2以内
大分県	日田材需要拡大緊急対策事業	日田市	⑤リフォーム促進			施主に対し、日田材の現物支給(5万円~20万円)	日田市内業者に限定		特になし	③その他	他の補助事業を受ける場合は、日田材の支給分を差し引いた事業費で実施。	特になし	⑤使用する材料量に応じて補助額を決定		定額
大分県	日田市住宅用太陽光発電設置補助事業	日田市	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)				特になし	④要件なし			④設置する設備の性能に応じて補助額を設定		太陽電池モジュールの公称最大出力1kWあたり3万円
大分県	在宅重度障がい者住宅改造成績事業	日田市	②バリアフリー改修		補助(改修工事のみ)				特になし	③その他	在宅高齢者住宅改造成績事業の対象者は除くが、介護保険での住宅改修事業とは併用可	特になし	①特定の工事の工事費用に応じて決定		補助基準額(60万円)の2/3以内
大分県	アスベスト分析事業	日田市	④災害予防		①補助(診断士派遣を含む)					④要件なし		(1) 建築物の所有者 (2) 建築物の管理者(建築物の所有者と管理者が異なる場合に限る。) (3) 前2号のほか、建築物の保全を主たる目的として市長が特に認める者 2 専門分析機関は、「建材中の石綿含有率の分析方法について(平成18年8月21日付発第0021002号厚生労働省労働基準局長通知)」、「建材中の石綿含有率の分析方法に係る留意事項について(平成18年8月21日付保安化発第0021001号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通知)」及び「石綿障害予防規則第3条第2項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査の徹底等について(平成20年2月6日付保安化発第0206003号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通知)」に規定する分析方法により分析する機関とする。	吹付けアスベスト等が施工されているおそれがある市内の民間の建築物の吹付け建材について行うアスベスト含有の有無に係る調査を実施する事業	補助対象経費の10分の10以内の額(当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)とし、その限度額は、1棟あたり250,000円	

地方公共団体におけるリフォーム支援策に関する調査結果

(平成23年8月時点における支援制度)

(1) 補助名称および実施地方公共団体			(2) リフォーム支援策の分類について		(3) 支援方法について					(5) 補助内容について							
都道府県名	補助名称	実施地方公共団体	分類 (以下の選択肢から選択) ①耐震改修 ②バリアフリー改修 ③エコリフォーム促進 ④災害予防 ⑤リフォーム促進 ⑥その他	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①補助(診断士派遣を含む) ②融資(無利子) ③利子補給 ④融資(有利子) ⑤ポイント発行	備考	備考	発注者	備考	リフォーム実施住宅	他の補助事業との関係		その他		A) 支援対象		
											分類 (以下の選択肢から選択) ①ほかの補助事業との併用は不可 ②ほかの補助事業の利用を要件としている ③その他 ④要件なし	備考	(工事内容、工事施工者、実施住宅以外の要件を記入して下さい。)	備考	備考	備考	
大分県	在宅高齢者住宅改造成事業	佐伯市	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)				③その他の要件	市内に住所を有し、かつ在宅者。 世帯員全員の前年度所得税額の合計額が14万円未満であるいずれかの世帯。 ・介護保険の「要支援・要介護」認定を受けた65歳以上の高齢者がいる世帯 ・65歳以上の高齢者のみの世帯 ・75歳以上の高齢者がいる世帯		②ほかの補助事業の利用を要件としている	介護保険の住宅改修の給付対象となる改造がある場合には、その給付を優先する。	増築を伴わないこと。 当該住宅について、これまで本府成制度の適用を受けていないこと。	①特定の工事の工事費用に応じて決定		補助対象額(上限60万円)の2/3(生活保護世帯は全額)
大分県	在宅重度障がい者住宅改造成事業	佐伯市	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)				①高齢者・身体障害者のみ	世帯の所得税課税額14万円以下で身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2・A、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者		③その他	介護保険の住宅改修、重度障がい者日常生活用具給付事業の居宅生活動作補助用具の対象者はその制度を優先して利用する。在宅高齢者住宅改造成事業の対象者は除く。		①特定の工事の工事費用に応じて決定		助成基本額60万円を限度(60万円未満の場合実費額)の生活保護世帯は全額 その他の世帯は2/3
大分県	日常生活用具給付事業 (居宅生活動作補助用具)	佐伯市	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)				①高齢者・身体障害者のみ	下肢・体幹機能障害又は、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいをする者で、障がい等級3級以上のもの。		④要件なし			①特定の工事の工事費用に応じて決定		上限額(20万円以内)の9割 生活保護世帯、市町村民税非課税世帯は全額
大分県	佐伯市産木材利用促進事業	佐伯市	⑤リフォーム促進	市産材の利用促進		補助金交付	来年度より市内の事業者に改正予定。		④要件なし	自ら居住する市内の住宅をリフォームする場合		①ほかの補助事業との併用は不可			⑤使用する材料量に応じて補助額を決定		仕上げ材の費用に対して2/3
大分県	佐伯市生ごみ処理機購入費用補助	佐伯市	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)				③その他の要件	・市内に住所を有する者であること。 ・生ごみ処理機を常に良好な状態で維持管理できること。		③その他	・過去5年以内に生ごみ処理容器(コンポスト)の貸与を受けている者は不可 ・過去3年以内に生ごみ処理容器(ボカシ肥料専用容器)の貸与を受けている者は不可	・補助対象となる生ごみ処理機は1世帯につき1基までとする。 ・過去5年以内に補助金の交付を受けていないこと。	⑥その他	生ごみ処理機の本体購入価格に応じて決定	本体購入価格の1/2(ただし補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)

地方公共団体におけるリフォーム支援策に関する調査結果

(平成23年8月時点における支援制度)

(1) 補助名称および実施地方公共団体			(2) リフォーム支援策の分類について		(3) 支援方法について						(5) 補助内容について				
都道府県名	補助名称	実施地方公共団体	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①耐震改修 ②バリアフリー改修 ③エコリフォーム促進 ④災害予防 ⑤リフォーム促進 ⑥その他	備考	備考	発注者	リフォーム実施住宅	備考	他の補助事業との関係	備考	その他 (工事内容、工事施工者、実施住宅以外の要件を記入して下さい。)	A) 支援対象	備考	補助率等
				分類 (以下の選択肢から選択) ①補助(診断士派遣を含む) ②融資(無利子) ③利子補給 ④融資(有利子) ⑤ポイント発行 ⑥要件なし			分類 (以下の選択肢から選択) ①高齢者・身体障害者のみ ②低所得者のみ ③その他の要件 ④要件なし			分類 (以下の選択肢から選択) ①ほかの補助事業との併用は不可 ②ほかの補助事業の利用を要件としている ③その他 ④要件なし			分類 (以下の選択肢から選択) ①特定の工事の工事費用に応じて決定 ②工事費用に応じて決定 ③(工事費用にかかわらず)定額を補助 ④設置する設備の性能に応じて補助額を設定 ⑤使用する材料量に応じて補助額を決定		
大分県	アスベスト分析事業	佐伯市	④災害予防	①補助(診断士派遣を含む)			④要件なし			④要件なし		(1) 建築物の所有者 (2) 建築物の管理者(建築物の所有者と管理者が異なる場合に限る。) (3) 前2号のほか、建築物の保全をまたる目的として市長が特に認める者 2 専門分析機関は、「建材中の石綿含有率の分析方法について(平成18年8月21日付基発第0821002号厚生労働省労働基準局長通知)」、「建材中の石綿含有率の分析方法に係る留意事項について(平成18年8月21日付基安化発第0821001号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通知)」及び「石綿障害予防規則第3条第2項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査の徹底等について(平成20年2月6日付基安化発第0206003号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通知)」に規定する分析方法により分析する機関とする。		吹付けアスベスト等が施工されているおそれがある市内の民間の建築物の吹付け建材について行うアスベスト含有の有無に係る調査を実施する事業	補助対象経費の10分の10以内の額(当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)とし、その限度額は、1棟あたり250,000円
大分県	日常生活用具住宅改修費支給事業	臼杵市	②バリアフリー改修	①補助(診断士派遣を含む)			①高齢者・身体障害者のみ	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)を有する者であつて障害等級3級以上のもの(ただし特殊便器への取替えをする場合は下肢障害2級以上の者)		①ほかの補助事業との併用は不可	介護保険の住宅改修で対応可能な場合には介護保険を優先して利用する。		①特定の工事の工事費用に応じて決定		基準額の9割(1割は自己負担)
大分県	障がい者住宅改修費助成事業	臼杵市	②バリアフリー改修	①補助(診断士派遣を含む)			④要件なし	世帯の所得税課税額14万円以下 身障1,2級 療育A1, A2 精神1級のいずれか		③その他	介護保険の住宅改修で対応可能な場合には介護保険を優先して利用する。また、在宅高齢者住宅改修助成事業で対応可能な場合もこれを優先する。		①特定の工事の工事費用に応じて決定		基準額の2/3(1/3は自己負担)
大分県	在宅高齢者住宅改修費助成事業	臼杵市	②バリアフリー改修	①補助(診断士派遣を含む)			④要件なし	世帯員全員の前年度所得税額の合計額が14万円未満である下記の世帯。 ①介護保険の「要支援・要介護」の認定を受けている65歳以上の高齢者がいる世帯 ②65歳以上の高齢者のみで構成される世帯(単身世帯を含む) ③75歳以上の高齢者がいる世帯		②ほかの補助事業の利用を要件としている	介護認定を受けている場合は住宅改修支援事業を併用		①特定の工事の工事費用に応じて決定		基準額の2/3(1/3は自己負担)

地方公共団体におけるリフォーム支援策に関する調査結果

(平成23年8月時点における支援制度)

(1) 補助名称および実施地方公共団体			(2) リフォーム支援策の分類について		(3) 支援方法について						(5) 補助内容について								
都道府県名	補助名称	実施地方公共団体	分類 (以下の選択肢から選択) ①耐震改修 ②バリアフリー改修 ③エコリフォーム促進 ④災害予防 ⑤リフォーム促進 ⑥その他	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①補助(診断士派遣を含む) ②融資(無利子) ③利子補給 ④融資(有利子) ⑤ポイント発行	備考	備考	発注者	備考	リフォーム実施住宅	分類 (以下の選択肢から選択) ①ほかの補助事業との併用は不可 ②ほかの補助事業の利用を要件としている ③その他 ④要件なし	備考	他の補助事業との関係	備考	その他 (工事内容、工事施工者、実施住宅以外の要件を記入して下さい。)	A) 支援対象	備考	補助率等	
																			備考
大分県	アスベスト分析事業	臼杵市	④災害予防		①補助(診断士派遣を含む)						④要件なし				(1) 建築物の所有者 (2) 建築物の管理者(建築物の所有者と管理者が異なる場合に限る。) (3) 前2号のほか、建築物の保全を主たる目的として市長が特に認める者 2 専門分析機関は、「建材中の石綿含有率の分析方法について(平成18年8月21日付基発第0821002号厚生労働省労働基準局長通知)」、「建材中の石綿含有率の分析方法に係る留意事項について(平成18年8月21日付基安化発第0821001号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通知)」及び「石綿障害予防規則第3条第2項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査の徹底等について(平成20年2月6日付基安化発第0206003号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通知)」に規定する分析方法により分析する機関とする。		吹付けアスベスト等が施工されているおそれがある市内の民間の建築物の吹付け建材について行うアスベスト含有の有無に係る調査を実施する事業		補助対象経費の10分の10以内の額(当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)とし、その限度額は、1棟あたり250,000円
大分県	アスベスト分析事業	津久見市	④災害予防		①補助(診断士派遣を含む)						④要件なし				(1) 建築物の所有者 (2) 建築物の管理者(建築物の所有者と管理者が異なる場合に限る。) (3) 前2号のほか、建築物の保全を主たる目的として市長が特に認める者 2 専門分析機関は、「建材中の石綿含有率の分析方法について(平成18年8月21日付基発第0821002号厚生労働省労働基準局長通知)」、「建材中の石綿含有率の分析方法に係る留意事項について(平成18年8月21日付基安化発第0821001号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通知)」及び「石綿障害予防規則第3条第2項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査の徹底等について(平成20年2月6日付基安化発第0206003号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通知)」に規定する分析方法により分析する機関とする。		吹付けアスベスト等が施工されているおそれがある市内の民間の建築物の吹付け建材について行うアスベスト含有の有無に係る調査を実施する事業		補助対象経費の10分の10以内の額(当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)とし、その限度額は、1棟あたり250,000円
大分県	津久見市生ごみ処理機等助成金交付規則	津久見市	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)			市内在住者(購入金額・期間等規定あり)			④要件なし						①特定の工場の工事費用に応じて決定		電動式については購入価格の2/1、限度額は3万円
大分県	在宅高齢者住宅改造助成事業	津久見市	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)			高齢者のみ		特になし	③その他の要件			介護保険住宅改修優先	特になし		②工事費用に応じて決定	補助対象額60万円 2/3を補助	補助対象工事経費の2/3

地方公共団体におけるリフォーム支援策に関する調査結果

(平成23年8月時点における支援制度)

(1) 補助名称および実施地方公共団体			(2) リフォーム支援策の分類について		(3) 支援方法について						(5) 補助内容について					
都道府県名	補助名称	実施地方公共団体	分類 (以下の選択肢から選択) ①耐震改修 ②バリアフリー改修 ③エコリフォーム促進 ④災害予防 ⑤リフォーム促進 ⑥その他	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①補助(診断士派遣を含む) ②融資(無利子) ③利子補給 ④融資(有利子) ⑤ポイント発行	備考	発注者	備考	リフォーム実施住宅	分類 (以下の選択肢から選択) ①ほかの補助事業との併用は不可 ②ほかの補助事業の利用を要件としている ③その他 ④要件なし	他の補助事業との関係		その他		A) 支援対象	
											備考	備考	備考	備考	備考	備考
大分県	在宅重度障害者住宅改修助成事業	津久見市	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)				特になし	②ほかの補助事業の利用を要件としている	介護保険住宅改修優先	特になし		②工事費用に応じて決定	補助対象額60万円 2/3を補助	補助対象工事経費の2/3
大分県	竹田安心住まい改修支援事業(高齢者安心住まい改修 簡易耐震)	竹田市	⑤リフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)			65歳以上の高齢者のいる世帯	昭和56年5月以前の木造戸建て住宅	③その他				①特定の工事の工事費用に応じて決定		工事費用の50%を補助(市町村4分の1、県4分の1)
大分県	竹田安心住まい改修支援事業(高齢者安心住まい改修 バリアフリー)	竹田市	⑤リフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)			世帯員全員の前年収入総額が500万円未満かつ65歳以上の高齢者がいる世帯		③その他				①特定の工事の工事費用に応じて決定		工事費用の15%を補助(市町村5%、県10%)
大分県	竹田安心住まい改修支援事業(子育て安心住まい改修)	竹田市	⑤リフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)			世帯員全員の前年収入総額が500万円未満かつ18歳未満の子がいる世帯		③その他				①特定の工事の工事費用に応じて決定		工事費用の15%を補助(市町村5%、県10%)
大分県	在宅高齢者住宅改修助成事業	竹田市	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)	補助(改修工事のみ)		世帯員全員の前年度所得税額の合計額が14万円以下である下記の世帯。 ①介護保険の「要支援・要介護」の認定を受けている65歳以上の高齢者がいる世帯 ②65歳以上の高齢者のみで構成される世帯(単身世帯を含む) ③75歳以上の高齢者がいる世帯	特になし	②ほかの補助事業の利用を要件としている	介護認定を受けている場合は住宅改修支援事業を併用	特になし		①特定の工事の工事費用に応じて決定		工事費用の3分の2を補助(市町村3分の1、県3分の1)
大分県	在宅重度障がい者住宅改修助成事業	竹田市	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)	補助(改修工事のみ)		身障手帳1・2級 療育手帳A級 精神障害者手帳1級 対象者の属する世帯の前年度所得税額が14万円以下であること	特になし	②ほかの補助事業の利用を要件としている	在宅高齢者住宅改修助成事業の対象者は除くが、介護保険及び日常生活用具の住宅改修での住宅改修事業とは併用加	特になし		①特定の工事の工事費用に応じて決定		補助基準額(60万円)の2/3以内

地方公共団体におけるリフォーム支援策に関する調査結果

(平成23年8月時点における支援制度)

(1) 補助名称および実施地方公共団体			(2) リフォーム支援策の分類について		(3) 支援方法について					(5) 補助内容について					
都道府県名	補助名称	実施地方公共団体	分類 (以下の選択肢から選択) ①耐震改修 ②バリアフリー改修 ③エコリフォーム促進 ④災害予防 ⑤リフォーム促進 ⑥その他	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①補助(診断士派遣を含む) ②融資(無利子) ③利子補給 ④融資(有利子) ⑤ポイント発行	備考	発注者	備考	リフォーム実施住宅	他の補助事業との関係		その他			
										備考	備考	備考	備考		
大分県	アスベスト分析事業	竹田市	④災害予防		①補助(診断士派遣を含む)			④要件なし		④要件なし		(1) 建築物の所有者 (2) 建築物の管理者(建築物の所有者と管理者が異なる場合に限り)。 (3) 前2号のほか、建築物の保全を主たる目的として市長が特に認める者 2 専門分析機関は、「建材中の石綿含有率の分析方法について(平成18年8月21日付基発第0821002号厚生労働省労働基準局長通知)」、「建材中の石綿含有率の分析方法に係る留意事項について(平成18年8月21日付基安化発第0821001号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通知)」及び「石綿障害予防規則第3条第2項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査の徹底等について(平成20年2月6日付基安化発第0206003号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通知)」に規定する分析方法により分析する機関とする。		吹付けアスベスト等が施工されているおそれがある市内の民間の建築物の吹付け建材について行うアスベスト含有の有無に係る調査を実施する事業	補助対象経費の10分の10以内の額(当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)とし、その限度額は、1棟あたり250,000円
大分県	アスベスト分析事業	豊後高田市	④災害予防		①補助(診断士派遣を含む)			④要件なし		④要件なし		(1) 建築物の所有者 (2) 建築物の管理者(建築物の所有者と管理者が異なる場合に限り)。 (3) 前2号のほか、建築物の保全を主たる目的として市長が特に認める者 2 専門分析機関は、「建材中の石綿含有率の分析方法について(平成18年8月21日付基発第0821002号厚生労働省労働基準局長通知)」、「建材中の石綿含有率の分析方法に係る留意事項について(平成18年8月21日付基安化発第0821001号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通知)」及び「石綿障害予防規則第3条第2項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査の徹底等について(平成20年2月6日付基安化発第0206003号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通知)」に規定する分析方法により分析する機関とする。		吹付けアスベスト等が施工されているおそれがある市内の民間の建築物の吹付け建材について行うアスベスト含有の有無に係る調査を実施する事業	補助対象経費の10分の10以内の額(当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)とし、その限度額は、1棟あたり250,000円
大分県	梓養市住宅リホーム助成事業	梓養市	⑤リフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)	市内に本社を有する法人事業者又は市内に住居登録を有する個人事業者		③その他の要件	補助の対象となる住宅は、補助対象者が所有し、自己の居住の用に供している市内に存する住宅	①ほかの補助事業との併用は不可		資材は原則市内より搬入、1件工事費概抜き10万円以上が対象。	①特定の工事の工事費用に応じて決定	補助対象工事費×25%、上限30万円	

地方公共団体におけるリフォーム支援策に関する調査結果

(平成23年8月時点における支援制度)

(1) 補助名称および実施地方公共団体			(2) リフォーム支援策の分類について		(3) 支援方法について						(5) 補助内容について						
都道府県名	補助名称	実施地方公共団体	分類 (以下の選択肢から選択) ①耐震改修 ②バリアフリー改修 ③エコリフォーム促進 ④災害予防 ⑤リフォーム促進 ⑥その他	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①補助(診断士派遣を含む) ②融資(無利子) ③利子補給 ④融資(有利子) ⑤ポイント発行	備考	発注者	備考	リフォーム実施住宅	分類 (以下の選択肢から選択) ①ほかの補助事業との併用は不可 ②ほかの補助事業の利用を要件としている ③その他 ④要件なし	他の補助事業との関係		その他		A) 支援対象		
											備考	備考	備考	備考	備考	備考	
大分県	在宅高齢者住宅改修助成事業	宇佐市	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)			市内に在住し、住宅改修が必要な身体状況の在宅高齢者がいる家庭で、前年の所得税額(世帯)の合計が14万円以下の次のいずれかに該当する世帯 ○要介護認定で、要支援、要介護と認定された65歳以上の高齢者がいる世帯 ○65歳以上の高齢者のみの世帯 ○75歳以上の高齢者がいる世帯	特になし	③その他	介護保険の要支援及び要介護認定者は、介護保険の住宅改修給付を利用すること			①特定の工事の工事費用に応じて決定		当該高齢者に適するように改修(浴槽の取替、洋式便器への取替、スロープや手摺りの設置、その他必要な工事)する経費60万円以内の2/3(生活保護世帯の場合は全額補助)	補助対象経費60万円を限度にその費用の3分の2を補助(生活保護法による被保護世帯は全額補助)
大分県	宇佐市在宅重度障害者住宅改修事業	宇佐市	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)			世帯課税額14万円以下税完納者 身障1,2級 療育A1, A2 精神1級のいずれか	県内で建築された木造住宅	①ほかの補助事業との併用は不可	宇佐市在宅高齢者住宅改修助成事業			②工事費用に応じて決定		一般世帯 補助対象経費の2/3 ただし上限額40万円 生活保護世帯 補助対象経費の全額 ただし上限額60万円	
大分県	日常生活用具給付事業(居宅生活動作補助用具)	宇佐市	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)			下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)を有する身体障害者若しくは学齢児以上の身体障害者であって障害等級3級以上の者(ただし特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者)		①ほかの補助事業との併用は不可	介護保険の住宅改修給付との併用は不可			②工事費用に応じて決定		基準額以内であれば全額補助	
大分県	アスベスト分析事業	宇佐市	④災害予防		①補助(診断士派遣を含む)			④要件なし		④要件なし		(1) 建築物の所有者 (2) 建築物の管理者(建築物の所有者と管理者が異なる場合に限る。) (3) 前2号のほか、建築物の保全を主たる目的として市長が特に認める者 2 専門分析機関は、「建材中の石綿含有率の分析方法について(平成18年8月21日付基発第0821002号厚生労働省労働基準局長通知)」、「建材中の石綿含有率の分析方法に係る留意事項について(平成18年8月21日付基安化発第0821001号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通知)」及び「石綿障害予防規則第3条第2項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査の徹底等について(平成20年2月6日付基安化発第0206003号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通知)」に規定する分析方法により分析する機関とする。			吹付けアスベスト等が施工されているおそれがある市内の民間の建築物の吹付け建材について行うアスベスト含有の有無に係る調査を実施する事業	補助対象経費の10分の10以内の額(当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)とし、その限度額は、1棟あたり250,000円	

地方公共団体におけるリフォーム支援策に関する調査結果

(平成23年8月時点における支援制度)

(1) 補助名称および実施地方公共団体			(2) リフォーム支援策の分類について		(3) 支援方法について					(5) 補助内容について							
都道府県名	補助名称	実施地方公共団体	分類 (以下の選択肢から選択) ①耐震改修 ②バリアフリー改修 ③エコリフォーム促進 ④災害予防 ⑤リフォーム促進 ⑥その他	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①補助(診断士派遣を含む) ②融資(無利子) ③利子補給 ④融資(有利子) ⑤ポイント発行	備考	発注者	備考	リフォーム実施住宅	備考	他の補助事業との関係	備考	その他 (工事内容、工事施工者、実施住宅以外の要件を記入して下さい。)	A) 支援対象	備考	補助率等	
大分県	新築住宅及び増改築等補助金	豊後大野市	⑥その他	住環境の整備及び定住促進		補助金交付		③その他の要件	今後市内に10年以上定住すること。	特になし		③その他	ほかの補助を申請する場合、その申請経費を本事業の対象経費から除く。		②工事費用に応じて決定		一律5万円の補助
大分県	アスベスト分析事業	豊後大野市	④災害予防		①補助(診断士派遣を含む)			④要件なし				④要件なし	(1) 建築物の所有者 (2) 建築物の管理者(建築物の所有者と管理者が異なる場合に限る。) (3) 前2号のほか、建築物の保全を主たる目的として市長が特に認める者 2. 専門分析機関は、「建材中の石綿含有率の分析方法について(平成18年8月21日付基発第0821002号厚生労働省労働基準局長通知)」、「建材中の石綿含有率の分析方法に係る留意事項について(平成18年8月21日付基安化発第0821001号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通知)」及び「石綿障害予防規則第3条第2項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査の徹底等について(平成20年2月6日付基安化発第0206003号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通知)」に規定する分析方法により分析する機関とする。		吹付けアスベスト等が施工されているおそれがある市内の民間の建築物の吹付け建材について行うアスベスト含有の有無に係る調査を実施する事業	補助対象経費の10分の10以内の額(当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)とし、その限度額は、1棟あたり250,000円	
大分県	在宅高齢者住宅改修助成事業	由布市	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)			③その他の要件	市内に3ヶ月以上在住し、住宅改修が必要な身体状況の在宅高齢者がいる家庭で、前年の所得税額(世帯)の合計が14万円以下の次のいずれかに該当する世帯 ○要介護認定で、要支援、要介護と認定された65歳以上の高齢者がいる世帯 ○65歳以上の高齢者のみの世帯 ○75歳以上の高齢者がいる世帯	特になし		③その他	介護保険の要支援及び要介護認定者は、介護保険の住宅改修給付を優先して利用する		①特定の工事の工事費用に応じて決定	日常生活において直接利用する箇所を当該高齢者に適するように改修する経費60万円以内の2/3。但し、介護保険の住宅改修費20万円を優先的に助成。(生活保護世帯の場合全額)	補助対象経費60万円を限度にその費用の3分の2を補助。但し、介護保険の住宅改修費20万円を優先的に助成。(生活保護世帯による被保護世帯は全額補助)
大分県	在宅重度障がい者住宅改修助成事業	由布市	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)			①高齢者・身体障害者のみ	市内在住者で、前年の所得税額(世帯)の合計が14万円以下の次のいずれかに該当する世帯 ○身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている者がいる世帯 ○療育手帳A1、A2又はAの交付を受けている者がいる世帯 ○精神保健福祉手帳1級の交付を受けている者がいる世帯	特になし		③その他	介護保険の要支援及び要介護認定者は、介護保険の住宅改修給付の利用を優先するが、由布市在宅高齢者住宅改修助成事業との併用は不可		①特定の工事の工事費用に応じて決定	日常生活において直接利用する箇所を当該障がい者に適するように改修する経費60万円以内の2/3。但し、介護保険の住宅改修費20万円を優先的に助成。(生活保護世帯の場合全額)	補助対象経費60万円を限度にその費用の3分の2を補助。但し、介護保険の住宅改修費20万円を優先的に助成。(生活保護世帯による被保護世帯は全額補助)

地方公共団体におけるリフォーム支援策に関する調査結果

(平成23年8月時点における支援制度)

(1) 補助名称および実施地方公共団体			(2) リフォーム支援策の分類について		(3) 支援方法について						(5) 補助内容について						
都道府県名	補助名称	実施地方公共団体	分類 (以下の選択肢から選択) ①耐震改修 ②バリアフリー改修 ③エコリフォーム促進 ④災害予防 ⑤リフォーム促進 ⑥その他	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①補助(診断士派遣を含む) ②融資(無利子) ③利子補給 ④融資(有利子) ⑤ポイント発行	備考	発注者		他の補助事業との関係		その他		A) 支援対象				
							備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	補助率等		
大分県	日常生活用具給付事業	由布市	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)			市内に居住地を有し、下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)を有する者であって、障害等級3級以上の者(ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者)	特になし		③その他		介護保険の適用を受けない場合に本事業を適用し、事業費20万円を上回る場合は在宅重度障がい者住宅改造成成事業を併用する。		①特定の工事の工事費用に応じて決定	障害者の移動等を円滑にする用具で設置し小規模な住宅改修を伴うもので経費20万円以内の9/10、(生活保護世帯は全額補助)	補助対象経費20万円を限度にその費用の10分の9を補助。(生活保護法による被保護世帯は全額補助)
大分県	おおいた安心住まい改修支援事業(簡易耐震型)	国東市	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)		市内に本店を有する法人又は市内に住民票がある個人	③その他の要件		昭和56年5月以前の木造戸建て住宅	③その他				①特定の工事の工事費用に応じて決定	補助対象工事経費の1/2以内	
大分県	おおいた安心住まい改修支援事業(バリアフリー改修型)	国東市	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)		市内に本店を有する法人又は市内に住民票がある個人	③その他の要件			③その他				①特定の工事の工事費用に応じて決定	補助対象工事経費の15%以内	
大分県	おおいた安心住まい改修支援事業(子育て)	国東市	⑥その他		①補助(診断士派遣を含む)		市内に本店を有する法人又は市内に住民票がある個人	③その他の要件			③その他				①特定の工事の工事費用に応じて決定	補助対象工事経費の15%以内	
大分県	在宅高齢者住宅改造成成事業	国東市	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)			④要件なし			④要件なし				①特定の工事の工事費用に応じて決定		
大分県	在宅重度障がい者住宅改造成成事業	国東市	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)			④要件なし			③その他				①特定の工事の工事費用に応じて決定	補助対象工事経費の1/2以内	
大分県	アスベスト分析事業	国東市	④災害予防		①補助(診断士派遣を含む)			④要件なし			④要件なし		(1) 建築物の所有者 (2) 建築物の管理者(建築物の所有者と管理者が異なる場合に限り) (3) 前2号のほか、建築物の保全を主たる目的として市長が特に認める者 2 専門分析機関は、「建材中の石綿含有率の分析方法について(平成18年8月21日付基発第0821002号厚生労働省労働基準局長通知)」、「建材中の石綿含有率の分析方法に係る留意事項について(平成18年8月21日付基安化発第0821001号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通知)」及び「石綿障害予防規則第3条第2項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査の徹底等について(平成20年2月6日付基安化発第020003号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通知)」に規定する分析方法により分析する機関とする。		吹付けアスベスト等が施工されているおそれがある市内の民間の建築物の吹付け建材について行うアスベスト含有の有無に係る調査を実施する事業	補助対象経費の10分の10以内の額(当該額1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)とし、その限度額は、1棟あたり250,000円	

地方公共団体におけるリフォーム支援策に関する調査結果

(平成23年8月時点における支援制度)

(1) 補助名称および実施地方公共団体			(2) リフォーム支援策の分類について		(3) 支援方法について					(5) 補助内容について					
都道府県名	補助名称	実施地方公共団体	分類 (以下の選択肢から選択) ①耐震改修 ②バリアフリー改修 ③エコリフォーム促進 ④災害予防 ⑤リフォーム促進 ⑥その他	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①補助(診断士派遣を含む) ②融資(無利子) ③利子補給 ④融資(有利子) ⑤ポイント発行	備考	発注者	備考	リフォーム実施住宅	他の補助事業との関係		その他		A) 支援対象	
										備考	備考	備考	備考	備考	備考
大分県	日出町日常生活用具給付事業(住宅改修費)	日出町	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)		①高齢者・身体障害者のみ	下該、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)を有する身体障害者であって、障害程度等級3級以上の者		③その他	介護保険制度の該当者については介護保険の住宅改修を優先する。		(工事内容、工事施工者、実施住宅以外の要件を記入して下さい。)	①特定の工事の工事費用に応じて決定	基準額の9割
大分県	在宅重度障がい者住宅改修助成事業	日出町	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)		①高齢者・身体障害者のみ	世帯課税額14万円以下の世帯であり、身障手帳1・2級、療育手帳A級、精神障害者手帳1級のいずれかの手帳を所持者		③その他	在宅高齢者住宅改修助成事業の対象者は除く。			①特定の工事の工事費用に応じて決定	補助対象経費の2/3以内
大分県	アスベスト分析事業	日出町	④災害予防		①補助(診断士派遣を含む)		④要件なし			④要件なし		(1) 建築物の所有者 (2) 建築物の管理者(建築物の所有者と管理者が異なる場合に限る。) (3) 前2号のほか、建築物の保全をまかなう目的として市長が特に認める者 2 専門分析機関は、「建材中の石綿含有率の分析方法について(平成18年8月21日付基発第0821002号厚生労働省労働基準局長通知)」、「建材中の石綿含有率の分析方法に係る留意事項について(平成18年8月21日付基安化発第020003号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通知)」及び「石綿障害予防規則第3条第2項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査の徹底等について(平成20年2月6日付基安化発第020003号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通知)」に規定する分析方法により分析する機関とする。	吹付けアスベスト等が施工されているおそれがある市内の民間の建築物の吹付け建材について行うアスベスト含有の有無に係る調査を実施する事業	補助対象経費の10分の10以内の額(当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)とし、その限度額は、1棟あたり250,000円	
大分県	在宅重度障がい者住宅改修助成事業	九重町	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)		③その他の要件	重度の障がい者またはその障がい者と同居するもので属する世帯の前年の所得税課税額が14万円以下であること。		③その他	介護保険の住宅改修で対応可能な場合には介護保険を優先して利用する。また、在宅高齢者住宅改修助成事業で対応可能な場合もこれを優先する。	特になし		①特定の工事の工事費用に応じて決定	補助対象経費の2/3以内
大分県	在宅高齢者住宅改修事業	九重町	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)		①高齢者・身体障害者のみ	・要介護認定で要支援又は要介護と認定された在宅高齢者が属する世帯の前年所得税額の合計が14万円以下であること		②ほかの補助事業の利用を要件としている	介護保険の住宅改修で対応可能な場合には介護保険を優先して利用する。	・増築を伴わないこと ・これまで本制度の助成を受けていないこと	①特定の工事の工事費用に応じて決定	生保世帯： 補助対象工事経費の全額 その他世帯： 補助対象工事経費の2/3以内	

地方公共団体におけるリフォーム支援策に関する調査結果

(平成23年8月時点における支援制度)

(1) 補助名称および実施地方公共団体			(2) リフォーム支援策の分類について		(3) 支援方法について					(5) 補助内容について					
都道府県名	補助名称	実施地方公共団体	備考	備考	発注者	備考	備考	備考	他の補助事業との関係		その他		A) 支援対象		
									備考	備考	備考	備考	備考	備考	
大分県	アスベスト分析事業	玖珠町	④災害予防	①補助(診断士派遣を含む)	④要件なし									吹付けアスベスト等が施工されているおそれがある市内の民間の建築物の吹付け建材について行うアスベスト含有の有無に係る調査を実施する事業	補助対象経費の10分の10以内の額(当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)とし、その限度額は、1棟あたり250,000円